

# 令和2年第2回東海村議会定例会行政報告等要旨

令和2年6月1日

令和2年第2回東海村議会定例会の開会に当たり、行政報告等を申し述べさせていただきます。

はじめに、「村道小松原笠内線の全線開通」についてでございます。

フローレスタ須和間とひたちなか市の県道瓜連馬渡線までを結ぶ村道小松原笠内線の延伸につきましては、ひたちなか市と協定を締結し、平成22年度から工事に着手して整備を進めてきたところでございます。

去る3月28日に全線が開通したことにより、周辺道路の渋滞緩和はもとより、災害時の避難道路の確保のほか、村民の利便性向上が図られるなど、この道路が周辺地域の発展に大きく寄与することを期待しているところでございます。

今後も、交通ネットワークの強化を図ることにより、安全で快適な生活の確保に努めてまいります。

次に、「けやきの杜保育所の開所」についてでございます。

待機児童の早期解消と将来において必要となる保育の量を確保するための緊急対策といたしまして、昨年8月から役場庁舎の敷地内に整備を進めてまいりました「けやきの杜保育所」が完成し、去る5月1日に新しい村立保育所として開所いたしました。

現在、定員93人のところ32人が入所しておりますが、引き続き保護者の皆さまの入所希望を踏まえながら、積極的に受け入れをしてまいりたいと考えております。

また、本年4月に開所いたしました民間の小規模保育施設「キララ東海ナーサリー」につきましては、定員19人のところ既に18人が入所しております。

今後とも、これらの施設を活用しながら、需要が高まる保育ニーズに応え、子育て世代を全力でバックアップしてまいりたいと考えております。

それでは、行政報告の案件を申し上げます。

報告第4号から報告第7号の寄附の受入れにつきましては、いずれも新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、報告第4号は、アール設計 代表 <sup>ばば</sup>馬場 <sup>つかさ</sup>司 氏及び <sup>ばば</sup>ぱりゅう工房 代表 <sup>ばば</sup>馬場 <sup>りゅうじ</sup>隆司 氏から、フェイスシールド43個の寄附の申出が、報告第5号は、東海那珂ロータリークラブ 会長 <sup>いとう</sup>伊藤 <sup>こうじ</sup>幸司 氏から、不織布マスク2,550枚及び除菌水30リットルの寄附の申出が、報告第6号は、株式会社A-<sup>エース</sup>スタイル 代表取締役 <sup>えんどう</sup>遠藤 <sup>ひろし</sup>博 氏から、不織布マスク28,000枚の寄附の申出が、報告第7号は、東海村手<sup>プロジェクト</sup>作りマスクPROJECT 代表世話人 <sup>かわさき</sup>川崎 <sup>としひで</sup>敏秀 氏から、手作り布マスク1,393枚の寄附の申出があり、これを受け入れましたので、議会に報告するものでございます。

**報告第8号** 令和元年度東海村一般会計継続費繰越計算書につきましては、令和元年第4回及び令和2年第1回定例会で議決をいただきました令和元年度継続費予算現額1億3,862万4千円につきまして、15万7,100円を令和2年度へ逡次繰り越しましたので、地方自治法施行令第145条第1項の規定により報告するものでございます。

**報告第9号** 令和元年度東海村一般会計繰越明許費繰越計算書につきましては、令和2年第1回定例会で議決をいただきました繰越明許費4億98万6千円につきまして、3億8,638万3千円を令和2年度へ繰り越しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものでございます。

**報告第10号** 令和元年度水戸・勝田都市計画事業東海駅西土地地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書につきましては、令和2年第1回定例会で議決をいただきました繰越明許費300万円につきまして、全額を令和2年度へ繰り越しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものでございます。

**報告第11号** 令和元年度水戸・勝田都市計画事業東海中央土地地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書につきましては、令和2年第1回定例会で議決をいただきました繰越明許費2億1,514万9千円につきまして、全額を令和2年度へ繰り越しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものでございます。

**報告第12号** 令和元年度東海村一般会計事故繰越し繰越計算書につきましては、令和元年度中に37万2,900円の支出負担行為を行いました中央公民館施設修繕料につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響で資材入荷の遅延が生じ、年度内完成が見込めなかったため、全額を令和2年度へ繰り越しましたので、地方自治法施行令第150条第3項の規定により報告するものでございます。

**報告第13号** 令和元年度東海村下水道事業会計予算繰越計算書につきましては、建設改良に要する経費のうち、1億1,055万8千円を令和2年度へ繰り越しましたので、地方公営企業法第26条第3項の規定により報告するものでございます。

以上で行政報告といたします。